

桶川市家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校の休業時等のオンライン学習に備え、インターネットを利用した自宅での家庭学習を進めるに当たり、W i - F i 環境を持たない児童生徒に対し、モバイルルーター機器を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与機器)

第2条 貸与を行う機器（以下「貸与機器」という。）は、モバイルルーター及び附属品とする。

(貸与対象者)

第3条 貸与機器の貸与を受けられる者は、桶川市立学校に在籍し家庭にW i - F i 環境のない児童生徒の保護者とする。

(貸与)

第4条 貸与機器の貸与を受けようとする者は、家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、貸与機器を貸与の決定を受けた者（以下「被貸与者」という。）へ貸与する。

4 被貸与者が貸与機器を受領したときは、家庭学習用モバイルルーター機器受領書（様式第3号）を教育委員会へ提出しなければならない。

(貸与期間)

第5条 貸与機器の貸与期間は、貸与の決定日からその日が属する年度の末日までとし、引き続き貸与を受けようとする者は再度申請をするものとする。

(貸与料)

第6条 貸与機器の貸与料は、無料とする。

(管理)

第7条 教育委員会は、貸与状況を明らかにするために台帳を備え、貸与機器を管理しなければならない。

(貸与機器の利用)

第8条 被貸与者は、貸与機器を善良な管理者の注意をもって利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与機器は、家庭学習の目的で利用すること。
- (2) 貸与機器は、児童生徒の自宅で利用し、自宅以外で利用しないこと。
- (3) 貸与機器のセキュリティの維持に努めること。
- (4) 貸与機器の利用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- (5) 貸与機器を他者に利用させ、又は転貸しないこと。
- (6) 貸与機器を売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
- (7) 貸与機器を利用して他者に対し損害や悪影響を与えないこと。

(利用に係る経費)

第9条 貸与機器の利用に係る経費は、被貸与者の負担とする。

(破損又は紛失の届出)

第10条 被貸与者は貸与機器を破損又は紛失したときは、速やかに家庭学習用モバイルルーター機器破損・紛失届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、被貸与者に故意又は重大な過失があると認められるときは、貸与機器を原状に復するための費用は、被貸与者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 被貸与者は、貸与機器の利用により学校又は第三者に損害を与

えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与機器の利用により被貸与者に発生した損害等について、その責任を負わなければならない。

(貸与の停止)

第12条 教育委員会は、被貸与者が第8条に定める遵守事項に違反したとき、又は教育委員会が必要と認めるときは、貸与機器の貸与を停止することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により、貸与機器の貸与を停止するときは、家庭学習用モバイルルーター機器返却通知書(様式第5号)により、被貸与者に貸与機器の返却を求めるものとする。

(貸与機器の返却)

第13条 被貸与者は、第3条に定める貸与対象者の要件を満たさなくなったときは速やかに、前条の規定により貸与機器の返却を求められたときは教育委員会が定めた期日までに、貸与機器を教育委員会へ返却しなければならない。

- 2 被貸与者は、第5条に定める貸与期間の末日までに貸与機器を教育委員会へ返却しなければならない。ただし、同条の規定に基づき再度申請を行い、貸与機器の貸与の決定を再び受けたときは、この限りでない。

- 3 被貸与者は、貸与機器を返却するときは、家庭学習用モバイルルーター機器返却届(様式第6号)を教育委員会に提出するものとする。

- 4 被貸与者が貸与機器を返却することができないときは、実費相当額を教育委員会が定めた期日までに支払わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書

オンライン学習のための家庭学習用モバイルルーター機器の貸与を受けたいので、桶川市家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第4条の規定により申請します。

申請者 (保護者)	フリガナ		
	氏名		
	住所 及び 連絡先	〒	
		電話	
	日中の 連絡先	電話	(自宅・携帯・勤務先)
	使用者と の続柄	1 父 2 母 3 その他 ()	
児童生徒 (使用者)	フリガナ		
	氏名		
	在籍校	桶川市立	小・中学校 学年
	備考 (※)		

※対象になる児童生徒が複数の場合は、備考欄に、ほかの対象児童生徒の氏名、在籍校及び学年を記入してください。

(裏)

貸与機器の利用条件

- 1 この申請により貸与機器の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、その貸与を受けた時から貸与機器について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与機器の利用に当たっては、被貸与者は次に掲げる行為を遵守すること。
 - (1) 貸与機器は、家庭学習の目的で利用すること。
 - (2) 貸与機器は、児童生徒の自宅で利用し、自宅以外で利用しないこと。
 - (3) 貸与機器のセキュリティの維持に努めること。
 - (4) 貸与機器の利用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - (5) 貸与機器を他者に利用させ、又は転貸しないこと。
 - (6) 貸与機器を売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - (7) 貸与機器を利用して他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
- 3 被貸与者は、学校から貸与機器の利用に当たり別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 設定を含め、通信契約は、被貸与者が行うこと。
- 5 貸与機器の充電に係る経費及び通信に係る経費は、被貸与者の負担とする。
- 6 被貸与者は、貸与機器を破損又は紛失したときは、速やかに家庭学習用モバイルルーター機器破損・紛失届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 被貸与者は、貸与期間の末日までに貸与機器を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても教育委員会が被貸与者に貸与機器の返却を求めたときは、貸与機器を返却しなければならない。
- 8 被貸与者には、所有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 9 被貸与者が、故意又は重大な過失により貸与機器を破損又は紛失した場合は、貸与機器に係る実費相当額を教育委員会に弁償する。
- 10 被貸与者は、貸与対象者の要件（桶川市立学校に在籍し、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒の保護者）を満たさなくなった場合は、貸与機器を教育委員会に返却しなければならない。
- 11 その他貸与機器の利用に際しては、教育委員会の指示に従うものとする。

上記の件に同意します。

氏名 _____

様式第2号（第4条関係）

様

家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました家庭学習用モバイルルーター機器の貸与について、桶川市家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 貸与します。

項目	内容
貸与する機器の名称及び数量	家庭学習用モバイルルーター機器 1台 (ACアダプタセット)
貸与期間	年3月31日まで

2. 申請を却下します。

(理由)

年 月 日

桶川市教育委員会教育長



様式第3号（第4条関係）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

家庭学習用モバイルルーター機器受領書

住 所 :
児童生徒氏名 :
保護者氏名 :

家庭学習用モバイルルーター機器について、次のとおり受領しましたので届け出ます。

項目	内容
受領した機器の名称及び数量	家庭学習用モバイルルーター機器 1台 (ACアダプタセット)

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

家庭学習用モバイルルーター機器破損・紛失届

住 所 :
児童生徒氏名 :
保護者氏名 :

貸与を受けた家庭学習用モバイルルーター機器について、次のとおり破損・紛失したので届け出ます。

項目	内容
区分	破損・紛失（該当項目に○をつけること。）
破損・紛失した機器の名称	モバイルルーター ACアダプタ （該当項目に○をつけること。）
破損・紛失年月日	年 月 日
破損・紛失に至った状況、理由 （できるだけ詳細に記載してください。）	

※紛失の場合は、その旨を警察に届け出たことを証する書面の写し又は相当するものを添付してください。

様式第5号（第12条関係）

様

家庭学習用モバイルルーター機器返却通知書

桶川市家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱第12条第2項の規定により、次のとおり家庭学習用モバイルルーター機器の返却を求めます。ついては、桶川市教育委員会に機器を返却してください。

項目	内容
返却を求める機器の名称及び数量	家庭学習用モバイルルーター機器 1台 (ACアダプタセット)
返却期日	年 月 日まで
返却を求める理由	
備考	<ul style="list-style-type: none">・貸与機器は、附属品も含めて返却してください。・返却後、貸与機器の損傷等が発覚した場合は、損害の賠償を求めることがあります。

年 月 日

桶川市教育委員会教育長



様式第6号（第13条関係）

年 月 日

桶川市教育委員会教育長

家庭学習用モバイルルーター機器返却届

住 所 :
児童生徒氏名 :
保護者氏名 :

貸与を受けた家庭学習用モバイルルーター機器について、次のとおり返却します。

項目	内容
返却する機器の名称及び数量	家庭学習用モバイルルーター機器 1台 (ACアダプタセット)